

[別紙1]

「外国人から選ばれる鳥取県」企業支援補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業実施前に提出)

○交付申請は下記提出先まで郵送又は持参によりご提出ください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業完了

※事業の完了とは： 補助対象経費の支払いがすべて完了した日

4. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は翌年度の4月20日まで)

○実績報告は下記提出先まで郵送又は持参によりご提出ください。

◎補助金の支払い

※提出書類

- ・報告書 ・収支決算書、領収書(全ての支出に領収書が必要です)
- ・振込依頼書

資料提出・問い合わせ先

鳥取県商工労働部雇用人材局 障がい者・外国人就労支援室

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)

TEL:0857-26-7699 FAX:0857-26-8169

E-mail:koyouseisaku@pref.tottori.jp